

* * * * * 記 入 上 の 注 意 * * * * *

① 令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

対象者:全員

記入してあるものから変更がある場合、または本年12月31日までに変更することが分かっている場合は、修正して提出してください。変更がなければそのまま提出してください。

② 令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

対象者:全員

令和 6 年1月1日時点の扶養状況を記入してください。

扶養手当を受給する場合はこの申告書に扶養親族として報告されていることが条件となります。

(扶養親族の異動が分かっている方は本紙に記入してください)

③ 令和 5 年分 給与所得者の保険料控除申告書

対象者:保険料控除のある方のみ

生命保険控除について、制度が旧制度と新制度の2種類あります。控除証明書に書かれている種類を確認してから記入してください。

保険料払込証明書を申告書の裏面に添付してください。

社会保険料控除のうち国民年金保険料等を申告する場合には、証明書を申告書の裏面に添付してください。

* 切り離し無効の証明書に注意 *

各種証明書を紛失して再発行する場合は時間がかかります。早めの申請を！！

④ 令和 5 年分 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

対象者

・給与所得者の基礎控除申告書の欄…全員

・配偶者控除等申告書の欄…所得金額の見積額が1000万以下かつ配偶者がいる人。別紙②の「配偶者の記入について」を参照してください。

・所得金額調整控除申告書の欄…収入金額が850万を超える人かつ申告書に記載されている要件に当てはまる人。

※収入金額は給与明細の総支給額、所得は実際に手元に入る金額です。

申告書左にある給与所得者の基礎控除申告書の欄は全員記入してください。

給与明細の総支給額×16.5(内訳:給料×12月分+ボーナス4.5月分)が大体の収入見積額です。

この計算に該当しない方はご相談ください。去年の源泉徴収票でも大体の金額は確認できます。

○配偶者控除・配偶者特別控除の要件

・配偶者控除…年間収入103万未満(年間所得48万未満)であること

(これを超えると住民税,所得税を被扶養者が納めることになります。)

・配偶者特別控除…年間収入が103万以上から201.6万未満(年間所得48万以上133万以下)であること。

⑤ 令和 5 年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

対象者:令和 4 年以前に確定申告で申告済みの方

※令和 5 年中に住宅を建てた方については、初年度の申告は各自で年明けに確定申告を行ってください。(申告用紙は初年度にまとめて本人へ渡されています)